

保存期間	廃止まで
------	------

千葉県警察本部訓令第24号

千葉県警察電話通信規程を次のように定める。

平成16年9月17日

千葉県警察本部長

警視監 山 浦 耕 志

千葉県警察電話通信規程

(目的)

第1条 この訓令は、千葉県警察の電話通信業務に関し、警察電話要則(平成14年警察庁訓令第13号)、法令その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定め、警察電話による通信の正常かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(使用)

第2条 警察電話による通信は、職員が警察の責務を遂行するため必要な事項をその内容としたものでなければならない。

2 職員は、警察電話をその通信の正常かつ能率的な運営を妨げるような態様で使用してはならない。

(部外使用)

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であって警察電話を適正に使用することができるものと認めるものに対し、警察電話を使用させることができる。

(1) 国又は地方公共団体の職員であって、警察と緊密な連絡を要する職にあるもの

(2) 電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人の職員であって、警察の責務の遂行に当たって緊密な連絡を要する職にあるもの

(3) 前2号に掲げる者のほか、警察の責務の遂行に当たって警察と緊急又は緊密な連絡を要するもの

(交換室の設置)

第4条 警務部警務課(以下「本部」という。)、警備部成田国際空港警備隊(以下「空港警備隊」という。)、警察学校及び署に、交換室を置く。

2 前項に規定するもののほか、警察の責務を遂行するために必要と認める箇所に交換室を設置することができる。

(交換室の事務)

第5条 交換室は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 警察電話と警察電話以外の電話との間で行う通信の接続

(2) 第6条第2項に規定する通信統制により発信の規制を受けている警察電話から他の警察電話への通信の接続

(3) 第7条第1項に規定する非常措置が講じられた場合における必要な措置の実施

(4) 警察電話番号その他警察電話の使用についての案内

(通信統制)

第6条 交換室に通信統制官を置き、当該所属長をもって充てる。

2 通信統制官は、警察電話による通信の正常かつ能率的な運営を保つため、通信統制を行うものとする。

(非常措置)

第7条 通信統制官は、天災、事変その他非常の事態が発生し若しくは発生するおそれがある場合又は通信施設に重大な障害が生じ若しくは生じるおそれがある場合には、重要な通信の疎通を確保するため、臨時に、警察電話による通信を制限し、又は拡張する等必要な措置(以下「非常措置」という。)を講じるものとする。

2 通信統制官は、非常措置を講じる必要がある事態が生じていると認めるときは、速やかにその状況を関東管区警察局千葉県情報通信部機動通信課長(以下「機動通信課長」という。)に報告しなければならない。

(一斉指令通話)

第8条 所属長は、警務部警務課長の承認を得て、一斉指令通話(同時にその内容を複数の所属に対し周知させる必要が生じた場合に、本部一斉指令装置と署等の受令器を接続して行う通話)を行うことができる。

(国際電話への接続)

第9条 警察電話による国際電話への接続は、本部の交換室を経由して行わなければならない。

2 国際電話への接続を希望する者は、総務部会計課長へ所属、氏名、接続先の国名及び接続の理由を申告し、承認を得て本部の交換室に接続を申し込むものとする。ただし、執務時間外は、当直長の承認を得るものとする。

(秘密の保持)

第10条 警察電話の運営に従事する者及び従事した者は、法令の定めるところにより、通信の秘密を保持しなければならない。

(事故の申告)

第11条 電話の故障や障害を発見した場合は、速やかに機動通信課長又は交換室員に申し出なければならない。

2 申し出を受けた交換室員は、速やかにその旨を機動通信課長に連絡するものとする。

(電話番号簿の整備)

第12条 電話番号簿の管理責任者は、県本部所属にあつては庶務係長、署にあつては警務係長をもって充てる。

2 管理責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 電話番号簿を受領し、所属内において配付先を定めること。

(2) 電話番号等の変更原稿を受領し、所属内に配付すること。

(3) 自所属の電話番号簿を常に点検し、変更が生じた場合は、電話番号簿の原稿を修正し、関東管区警察局千葉県情報通信部機動通信課及び各所属に送付すること。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(千葉県警察電話県内通話規程の廃止)

2 千葉県警察電話県内通話規程（昭和33年本部訓令第7号）は、廃止する。